

岩手県民会館指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1 岩手県文化スポーツ部が所管する公の施設である岩手県民会館の指定管理者の候補者の選定について必要な事項を検討するため、岩手県民会館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関する事項
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (3) その他指定管理者の選定に関し必要と認める事項

2 委員会は、前項第2号に規定する事項の審議結果を知事に報告する。

(組織)

第3 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、知事が別に任命する。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱された日から委嘱された日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、知事が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、岩手県文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。